

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法では、建築物の骨組み又は、塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上）の組立て、解体又は変更の作業において、直接作業の指揮を行う作業主任者は、都道府県労働局長に登録した教習機関が実施する標記作業主任者技能講習を修了した者でなければならないこととされております。

つきましては当支部では標記技能講習を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

| | |
|-------|---|
| 受講対象者 | ①建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 （※経験年数は、満18歳になってから3年以上です） ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者 ③その他厚生労働大臣が定める者 |
| 開催日 | ◆ 令和5年8月9日(水)～10日(木)【2日間】 |
| 会場 | ◆ 建設業安全衛生技術センター（沖縄市海邦町3-17 ☎098-934-1660） |
| 定員 | ◆ 80名 ※定員に達し次第締切らせていただきます。 |
| 申込方法 | ■ 随時受付けいたしますので、所定の申込用紙を記入し提出（郵送可）して下さい。提出していただいた方へ講習会の1ヶ月前までに、日程及び受講料の支払い方法等を記載した「講習会通知書」を送付いたします。 ■ 送付先：〒901-2131 浦添市牧港5-6-8 建設業労働災害防止協会沖縄県支部 事務局 ※申込書はホームページからも印刷できます。 https://www.kensaibou-okinawa.com/ 建災防沖縄県支部で検索 |

| 受講区分（カリキュラム） | | 受講料（テキスト込み） | |
|--------------|---|--|--|
| | | 一般価格 | 会員価格 |
| 1 | ◆全科目受講者 ・作業の方法に関する知識【5時間】 ・工事用設備、機械、器具等に関する知識【1.5時間】 ・作業環境等に関する知識【1.5時間】 ・作業者に対する教育等に関する知識【1.5時間】 ・関係法令【1.5時間】・修了試験【1時間】 | 11,561円 (内訳) ☎ 9,427円 ☎ 2,134円 | 10,961円 (内訳) ☎ 9,427円 ☎ 1,534円 |
| 2 | ◆職業能力開発促進法施行令に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した方 ・作業環境等に関する知識【1.5時間】 ・作業者に対する教育等に関する知識【1.5時間】 ・関係法令【1.5時間】・修了試験【30分】 | 7,370円 (内訳) ☎ 5,236円 ☎ 2,134円 | 6,770円 (内訳) ☎ 5,236円 ☎ 1,534円 |
| 3 | ◆職業能力開発促進法施行規則のとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を取得した方 ・関係法令【1.5時間】・修了試験【20分】 | 5,280円 (内訳) ☎ 3,146円 ☎ 2,134円 | 4,680円 (内訳) ☎ 3,146円 ☎ 1,534円 |
| 4 | ◆鋼橋架設、又はコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した方 ・作業の方法に関する知識【5時間】 ・工事用設備、機械、器具等に関する知識【1.5時間】 ・関係法令【1.5時間】・修了試験【40分】 | 8,415円 (内訳) ☎ 6,281円 ☎ 2,134円 | 7,815円 (内訳) ☎ 6,281円 ☎ 1,534円 |

※上記2・3・4に該当する場合は、その資格があることを証明する書類を申込書に添付して下さい。
 ※会員価格は、建災防沖縄県支部会員事業場が受講料等を負担する場合にのみ該当いたします。会員事業場からのお申し込みであっても、受講料を受講者個人が負担する場合は一般価格となります。（会員事業場に所属する受講者に限りです）
 ※使用テキスト：建設業労働災害防止協会発行の「建築物等の鉄骨組立て等の作業指針」

